

令和4年8月30日

お客さま各位

カードローン契約等に関する当金庫の方針に基づく  
消費者ローン契約規定改定のお知らせ

高山信用金庫

平素は高山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、顧客本位の観点から、カードローン契約等に関する方針を定めていますが、今般、その方針に基づき下記の消費者ローン契約規定を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後ともご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定を行う契約規定

(1) 極度型奨学ローン契約規定

※この契約規定による取扱商品

㈱オリエントコーポレーション保証付教育カードローン「秀才くん」

(2) 金銭消費貸借契約規定

※この契約規定による取扱商品

アイフル(㈱保証付リリーフACE(エース))

2. 改定事項

(1) 極度型奨学ローン契約規定

改訂箇所	改定前	改定後
第10条(即時支払) 1.(8)	(8) 相続の開始があったとき	削除

(2) 金銭消費貸借契約規定

改訂箇所	改定前	改定後
第5条(期限の利益喪失) 2.④	④相続の開始があったとき	削除

3. 改定日

令和4年10月3日(月)

以上